

輸入食品に対する検査命令の実施について（乾燥いちじく）

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
乾燥いちじく	アフラトキシン*	検疫所におけるモニタリング検査でアフラトキシンを検出したトルコ産乾燥いちじくについては、平成16年12月から検査命令を実施しているところである。 今般、同モニタリング検査の結果、米国産乾燥いちじくからもアフラトキシンを検出したことから、全輸出国の乾燥いちじくについて、検査命令を実施するものである。

*発がん性を有するカビ毒の一種

<参考1>

乾燥いちじくの違反事例

1 米国産

①品名：乾燥いちじく (EXTRA CHOICE MISSION)

輸入者：株式会社大昌貿易行

製造者：VALLEY FIG GROWERS

届出数量及び重量：450箱、6, 123.46 kg

検査結果：アフラトキシン 陽性（B₁として58.8 ppb 検出、
基準：付着してはならない）

届出先：横浜検疫所

違反確定日：平成17年5月30日

措置状況：調査中

②品 名：乾燥いちじく (EXTRA CHOICE TENA FIGS)

輸入者：株式会社大昌貿易行

製造者：VALLEY FIG GROWERS

届出数量及び重量：200箱、2,721.54 kg

検査結果：アフラトキシン 陽性 (B₁として135.2 ppb 検出、
基準：付着してはならない)

届出先：横浜検疫所

違反確定日：平成17年5月30日

措置状況：調査中

2 トルコ産

品 名：乾燥いちじく (DRIED FIGS DICED)

輸入者：正栄食品工業株式会社

製造者：ANATOLIA TARIM URUNLE RI SANAYI VE DIS TICA RET A.S.

届出数量及び重量：700箱、7,000.00 kg

検査結果：アフラトキシン 陽性 (B₁として33.2 ppb 検出、
基準：付着してはならない)

届出先：東京検疫所

違反確定日：平成17年2月14日

措置状況：全量積み戻し済み

<参考2>

乾燥いちじくの輸入実績等

(平成17年1月1日～5月31日：速報値)

届出件数(件)	届出重量(t)	違反件数*	違反重量(t)
138	648	3	16

*アフラトキシンに係る違反